大情審答申第522号

令和５年３月31日

大阪市長　松井　一郎　様

大阪市情報公開審査会

会長　玉田　裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長から令和３年12月21日付け大総務第ｅ-304号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

大阪市消防長（以下「実施機関」という。）が令和３年12月６日付け大消救第552号により行った公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　公開請求

　審査請求人は、令和３年11月24日、条例第５条に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として「私の娘（Ａ）2012年８月18日に救急搬送際の救急活動記録を出して下さい。」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件決定

実施機関は、本件請求について、条例第10条第２項の規定に基づき､本件請求を拒否する理由を次のとおり付して本件決定を行った。

記

　本件公開請求は、特定の個人に関する救急活動記録の公開を求めるものであり、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定の個人が救急搬送された事実の有無という大阪市情報公開条例第７条第１号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報」を公開することとなるため、大阪市情報公開条例第９条により、本件公開請求を拒否する。

３　審査請求

審査請求人は、令和３年12月10日、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条第４号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

　　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　審査請求の趣旨

　　　決定を取り消し、請求した文書を公開して下さい。

　２　審査請求の理由

　　　公開請求に記載された公文書の件名又は、内容

　　「私の娘（Ａ）2012年８月18日に救急搬送際の救急活動記録を出して下さい。」であります。

　　　これを拒否する理由として

　　その１． 大阪市情報公開条例第７条第１号に規定により拒否としているが、個人（Ａ）の情報を公にすることにより、個人の権利を害するとの大阪市消防局の見解であるが、本件に関してるＡの権利を害していない。

　　その２．大阪市情報公開条例第９条でを持って公開を拒否しているが、非公開情報を拒否理由は存在しないと解釈

　　○注意

　　　本件通知書は大阪市は行政情報開示法の基本的理念を尊重してないが見られる

法の基本的理念を大切にする姿勢を示してほしい。

　３　実施機関の主張（第４）に対する反論

　　　令和３年12月６日付け大消救第552号による公開請求拒否決定に対する同月10日つけの審査請求について、処分庁（大阪市消防長）より弁明書が提出されたのであるが、拒否する理由は、個人に関する情報であるからできないとするは、誤りである。私が、第三者の情報を、知ろうとするならば、個人の情報であると拒否するは当然かもしれない。

　　　しかし、求める情報は、私の娘であるのこの情報が第三者に伝わる事はない。私はこのことを公にする意思は持っていない。

　　　よって、速やかに、娘が搬送された救急車の搬送活動記録を開示していただきたい。

　　　弁明書には、亡くなった娘の利益を阻害するとの見解であるが、亡くなった者に利益が存在するとは思えない。

第４　実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

まず、救急活動記録については、実施機関の大阪市消防局救急規程（昭和62年消防長達第４号）第30条に救急隊が行った活動について記録し、保存しなければならない旨を定めており、さらに、救急規程運用要綱（昭和62年消防長訓（救）第22号）第15条において、その様式（第２号様式）を定めている。

本件請求は、特定の個人が実施機関の救急隊により救急搬送された際の救急活動記録の公開を求めたものであるが、本件請求に係る公文書を実施機関が保有しているか否かを答えることにより、当該特定の個人が救急搬送された事実の有無を明らかにすることになる。条例第７条第１号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、非公開とすることとしており、特定の個人が救急搬送された事実の有無は、条例第７条第１号本文に該当し、また、その性質上、条例第７条第１号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しない。

また、本件請求のあった救急活動記録は、請求者の御息女が救急搬送された際のものであるとのことであったが、条例に基づく公文書の公開請求に対し、当該公文書に記録されている情報が条例第７条第１号から第７号までに規定する個人情報等の非公開情報に該当するか否かの判断に当たっては、情報公開制度が何人も請求できる制度であることを踏まえると、請求者が当該個人情報等に関係のある人物であるか否かによって判断すべきものではなく、その情報の性質によって客観的に判断すべきものであり、その結論は誰からの請求であっても同じであるべきものである。

これらのことから、実施機関は、本件請求の請求者が誰であるかといったことは特に考慮することなく、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより条例第７条第１号に規定する非公開情報を公開することになるとして、条例第９条に基づき、本件決定を行ったものである。

なお、審査請求人は、同人の御息女が救急搬送された際の救急活動記録を公開したとしても御息女の権利を害しないとも主張しているが、救急活動記録には、傷病者の氏名、住所、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）のほか、初診時傷病名（搬送先医療機関の医師の初診時における診察結果に基づく傷病名をいう。）や救急隊が当該個人に対して行った処置など、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「利益侵害情報」という。）が多数含まれている。

　　したがって、情報公開制度の上記趣旨も合わせて考えると、特定の個人が救急搬送された際の救急活動記録を公開することは、当該記録中に含まれる多数の権利侵害情報を公開することとなり、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、審査請求人の御息女の権利を害しないという主張は当たらない。

　　以上の次第であり、本件決定は条例に則った適正なものである。

第５　審査会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

　　　しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第７ 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載 されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。また、第９条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、第７条各号に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、条例の解釈及び運用は、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことは言うまでもない。

２　争点

実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えることにより、条例第７条第１号に規定する非公開情報を公開することになるとして条例第９条に基づいて本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件決定を不服であるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件請求に係る公文書の存否を答えることの条例第７条第１号及び条例第９条該当性である。

３　条例第７条第１号及び条例第９条の基本的な考え方

　⑴　条例第７条第１号の基本的な考え方

　　　条例第７条第１号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非公開とすることを規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第７条第１号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

　⑵　条例第９条の基本的な考え方

　　　条例第９条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第７条各号（非公開情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

　　　しかしながら、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書公開請求権を侵害することになりかねない。したがって、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第７条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めなければならないと解される。

　　　本条が適用されるためには、①特定の個人又は法人を名指しして、あるいは特定の事項（場所や分野）を限定して公開請求がなされているため、非公開決定（当該公文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること（以下「要件１」という。）及び②当該情報が条例第７条各号のいずれかに該当すること（以下「要件２」という。）の２つの要件を備えていることが必要であると解される。

４　本件請求に係る条例第９条該当性について

　⑴　要件１該当性について

　　　本件請求は、特定の個人の氏名（「Ａ」）を明記したうえで、Ａに係る「2012年８月18日に救急搬送際の救急活動記録」と記載して公文書の公開を求めている。

この点、このような、特定の個人を名指ししての、同人に係る救急活動記録の公開を求める請求に対しては、その当該記録の存否を答えることにより、Ａについて2012年８月18日に救急搬送が行われたという事実の有無（以下「本件情報」という。）が明らかになることが認められる。

したがって、本件請求については、要件１に該当することが認められる。

　⑵　要件２該当性について

　　　次に、上記⑴により明らかになる、本件情報の条例第７条第１号該当性について検討する。

本件情報は、上記⑴で述べた通り、Ａについて2012年８月18日に救急搬送が行われたという事実の有無であり、当該情報は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であることから、本件情報が条例第７条第１号本文に該当することは明らかである。

また、本件情報は同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件情報は条例第７条第１号に該当することから、本件請求は要件２に該当することが認められる。

　　⑶　その他審査請求人の主張について

　　　ア　審査請求人は、Ａが同人の娘であることから、本件請求は第三者の個人情報の公開を求めているものではなく、故に公開されるべきである旨を主張している。

しかしながら、条例に基づく公文書公開請求は誰もが請求できるものであることから、これに対する決定においては、いかなる人物が請求を行ったとしても同様の結論となるべきである。したがって、当該情報に係る条例第７条第１号該当性についても、公開請求者が当該個人情報等に関係のある人物であるか否かによって判断すべきものではなく、その情報の性質にしたがって客観的に判断すべきでものである。

以上のことから、Ａが審査請求人の娘であるか否かは、上記⑴、⑵に係る判断に影響を及ぼすものではない。

　　　イ　また、審査請求人は、Ａは死者であることから、Ａに保護すべき利益はない旨を主張している。

この点、死者は権利利益の主体とはなり得ないが、死者の名誉に関する市民感情や、死者の情報が公開されることによりその遺族・関係者のプライバシーが侵害されるおそれがあることを考慮すれば、条例第７条第１号にいう「個人」には、死亡した個人も含まれるものとして解釈することが相当である。なお、本件において審査請求人はＡの遺族と言えるが、条例第７条第１号該当性について、公開請求者が当該個人情報に関係のある人物であるか否かによって判断すべきものではなく、その情報の性質にしたがって客観的に判断すべきでものであることは上記アで述べたとおりである。

したがって、Ａが生存する個人か死者であるか否かは、上記⑴、⑵に係る判断に影響を及ぼすものではない。

⑷　小括

以上のことから、本件請求は条例第９条に該当する。

５　結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員　小谷　真理、委員　奥村　裕和、委員　村田　尚紀

（参考）答申に至る経過

令和３年度諮問受理第47号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和３年12月21日 | 諮問書の受理 |
| 令和４年４月６日 | 実施機関からの意見書の収受 |
| 令和４年５月６日 | 審査請求人からの意見書の収受 |
| 令和４年７月27日 | 調査審議 |
| 令和４年８月25日 | 調査審議 |
| 令和４年10月11日 | 調査審議 |
| 令和４年11月15日 | 調査審議 |
| 令和５年２月15日 | 調査審議 |
| 令和５年３月31日 | 答申 |